

議案第9号

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

国の人事院勧告、沖縄県の人事委員会勧告及び県内市町村の職員の給与の状況を踏まえ、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年南風原町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第23条第1項中「この条」の次に「から第23条の3まで及び附則第6項第2号」を加え、同条第2項中「100分の220を乗じて得た額」の次に「(職務の級が6級以上である職員(以下「管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」を加え、第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

第23条の3の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第23条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地

域手当の月額合計額を加算した額に100分の75（管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第23条の4第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条の2中「前条第1項」とあるのは「第26条の3第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第24条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附則第6項中「別表」の前に「平成30年3月31日までの間、」を加え、同項第2号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第3号ア中「第1号及び第2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額合計額（第23条の4第4項において準用する第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第23条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

附則に次の1項を加える。

9 附則第6項の規定が適用される間、第23条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に100分

の0.19を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

単価：円

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の区分		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	

19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100

48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	

77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			

106		296,300	344,900					
107		296,700	345,300					
108		297,000	345,700					
109		297,200	346,200					
110		297,600	346,600					
111		298,000	346,900					
112		298,300	347,200					
113		298,400	347,700					
114		298,700						
115		299,000						
116		299,400						
117		299,600						
118		299,800						
119		300,100						
120		300,400						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,600						
125		301,900						
再 任 用 職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の197.5」を「100分の122.5」に、「100分の212.5」を「100分の137.5」に改める。

(南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

第3条 南風原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南風原町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の見出し中「手当」の次に「等」を加え、同条中「第23条」の次に「第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 給与条例第23条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成26年南風原町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年南風原町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び基準」を削り、同条第1項中「給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする」を「南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の給与の例による」に改め、同条第2項を削る。

第3条の見出し中「給料」を「給与の基準」に改め、同条第1項中「給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任に

応じ、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件を考慮したものでなければならない」を「現業職員の給与の基準は、一般職員の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする」に改め、同条第2項を削る。

第4条から第11条まで、第12条の前の見出し並びに同条及び第13条、第14条並びに第15条を削り、第16条を第4条とする。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、

給料を支給する。

- 6 平成28年3月31日までの間、南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年南風原町条例第15号。以下この項において「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定の適用を受ける職員については、これらの規定及び前3項の規定にかかわらず、給料月額のほか、前3項の規定により算定した給料の額（前3項の規定により算定した給料の額が平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定により算定した給料の額（以下この項において「平成18年経過措置額」という。）に達しないこととなる場合にあっては、平成18年経過措置額）を給料として支給する。
- 7 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第23条第5項（給与条例第23条の4第4項において準用する場合及び南風原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南風原町条例第19号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、給与条例第23条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年南風原町条例第〇号）附則第3項から第6項までの規定による給料の合計額」とする。